

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対にゆるされない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針よりー

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、福井市、教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

### 3 いじめの防止等のための具体的取り組み

- (1) 「自己を見つめ、正しく判断し、行動できる生徒の育成」
  - 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに、生徒理解を深め、生徒が自主的に判断・行動し、積極的に自己を生かしていくことができるようにします。現在の生活に適応させ、個性の伸張を図るとともに、将来の社会生活の中で自己実現ができるよう資質や態度を育てます。
  - 人権教育の推進  
お互いの人権を尊重し、偏見や差別のない平和的に生きる態度の育成を図ります。
  - 教育相談の充実  
生徒の内面理解に努め、悩みや不安の解消を図り、学校生活の適応を図ります。
  - 道徳教育の推進  
日常の生活の基本的行動様式を身に付けさせるとともに、人間としての正しい生き方を身に付け実践できる生徒の育成を目指します。
  - 学校評価への位置づけ  
学校評価において、いじめだけでなく教育活動全体が機能しているかを確認し、取り組みの改善に努めます。
- (2) いじめの未然防止
  - 授業改善  
わかりやすい授業を心がけ、生徒の学習意欲を高めることで、自分の将来を悲観する生徒や、自暴自棄になる生徒をつくらぬよう努力します。
  - 学年での取り組み  
「学校はみんなにとって楽しく活動できる場所でなければならない」と、「いじめは絶対に許さない」「いじめから絶対に君たちを守る」ということを、時と場面に応じて、学年集会等で生徒に語りかけます。
  - 学級での取り組み  
友達同士の交友関係が円滑になるような工夫をすることで、学級の雰囲気をよくし、何事にも一致協力できる生徒集団をつくります。
  - 部活動での取り組み

「目標」をもたせて、一致団結して取り組めるような工夫をします。また、道具を大切にしたり、学校や部活動のルールを守ったりする態度を養い、挨拶等の礼儀を大切にすることを育みます。

### (3) いじめの早期発見

#### ○子供からの「サイン」を見逃さない

生徒から出される「いじめのサイン」を確実に発見するために、それぞれの場面で常に気を配ります

#### 【学年】

・学年会では生徒情報交換を必ず行います。

#### 【担任】

- ・学年会で話題が出された生徒には個別に面談し、学年主任にその結果を報告します。
- ・毎日書く「Today」をチェックし、生徒個々人の変化を捉えます。
- ・生徒の相談事にはできるだけ時間をとって、じっくりと話を聞きます。
- ・生徒の交友関係を常に把握しておきます。交友関係に乱れが生じたときは十分注意します。
- ・朝の会・帰りの会での生徒同士の様子をじっくりと観察します。おかしい行動は見逃しません。

#### 【給食指導】

・机の配置や勝手な座席変更、おかずの量等不公平さがないかチェックします。

#### 【清掃指導】

・嫌な仕事を1人に押しつけていないかを確認します。

#### 【教科指導】

- ・授業エスケープがないか、授業開始時に確認をします。
- ・生徒の発表や発言に対して、あざ笑うような行為はないか留意します。
- ・授業中に手紙等内職をしている生徒はいないか気を配ります。
- ・人の文具を勝手に使わないよう指導します。

#### 【部活動指導】

- ・無断欠席者はいないかを、毎活動時にチェックします。
- ・先輩後輩の関係を利用して、パシリの扱っていないか留意します。
- ・準備や後片付けを人に押しつけていないかに目を配ります。

#### ○自己チェックの活用

生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

#### ○アンケートの実施

毎月1回「学校生活調査」アンケートを実施、分析することで、いじめ等の早期発見に努めます。分析の結果は、学年会で報告し、情報の共有化を図ります。また、問題がある生徒には個別に面談し、学年主任にその結果を報告します。

#### ○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡等を通して、日頃から保護者との情報交換を密にするとともに、地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

### (4) いじめの事案対処

○ いじめを認知したときには、即時対応に努めます。報告・連絡・相談で、できるだけ早い対応をします。そのために、以下のことを常に念頭に置きます。

#### ①生徒の変化（サイン）を見つけたとき

#### 【担任以外の教諭】

- ・どんな些細なことでも、発見した教員は、担任への報告を忘れずに行います。
- ・暴力等行動面に出している現場を見たら、すぐに止めに入り、生徒を落ち着かせて、他生徒との接触を避けて別室に入れる等してから担任に報告します。

### 【担任】

- ・サインの報告を受けた担任は、必ず、学年主任に報告します。学年主任より指示を受け、その対応にあたり、その結果を学年主任に報告します。
- ・暴力等行動面に出している現場を見たら、即、止めに入り、生徒を落ち着かせて、別室に呼び、事情を聞きます。必ずお互いに納得するまで話し合い、遅くなる場合は保護者に連絡をします。

### 【学年】

- ・学年会や職員打ち合わせ時に生徒情報交換を密にして、サインのあった生徒に対して、早急に手を打ちます。
- ・学年主任は情報があつた生徒、および、その対応や現状を主任会で報告します。

(発見教諭) → (担任) → (学年主任) → (主任会)

### 【生徒指導部会】

- ・学年の生徒に関する情報やサインのあつた生徒の報告をするとともに、どのような取り組みをしていくかを検討します。
- ・学年指導部は情報があつた生徒、および、その対応や現状をレポート化して報告します。

(指導部会) → (学年指導部：レポート化) → (指導部長) → (教頭) → (校長)

## ②いじめや問題行動が発覚したとき

### 【学年】【指導部会】【関係教員】

- ・事実関係を正確に把握します。
- ・被害生徒、加害生徒ともに事実が一致するまで事情聴取します。その際、当事者だけでなく周辺の生徒にも事情を聞きます。
- ・事実を把握した時点で、学年指導部はレポート化して報告・提出します。このとき、その件についての指導方針を立てます。

(事実の把握) → (学年指導部：レポート化) → (指導部長) → (教頭) → (校長)

ここで、その件についての指導方針を決定します。

(校長) → (教頭) → (指導部長) → (学年・指導部会・関係教員)

### 【保護者】

- ・担任は保護者へ連絡し、事実のみを伝え、今後の指導についても話をしておきます。場合によっては家庭訪問をしたり学校に来てもらったりします。

### 【関係機関】

- ・関係機関への連絡が必要なときは、教頭・学年主任・指導部長が校長の指示に従って連絡します。

## ○被害・加害生徒への対応

いじめを受けた生徒や報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

## ○周囲の生徒への対応

周囲の生徒にもいじめについて、情報の提供を求めます。情報の提供については、秘密を守ることや、いじめのことについては被害生徒・加害生徒のことも考えて口外しないように伝えます。また、いじめを傍観していることは、いじめに加担していることと同じであることを強く指導し、これまでと同様にいじめは許さないという気持ちで日々の生活を送ることや、通常の学校生活に戻すために、落ち着いた行動を心がけるように指導します。

## ○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(5) いじめによる重大事態への対処

- いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。
  - ・重大事態が発生した旨を福井市教育委員会に速やかに報告します。
  - ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、福井市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
  - ・福井市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策校内委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策校内委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事  
養護教諭、教育相談担当、学年主任、(その他関係教諭)

(活 動)

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・思いやりや助け合いの心を持って行動できる子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検
- ・解決したと思われる事案の追跡確認
- ・月末、全職員でのいじめ発生状況の情報共有

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取り組みを行います。

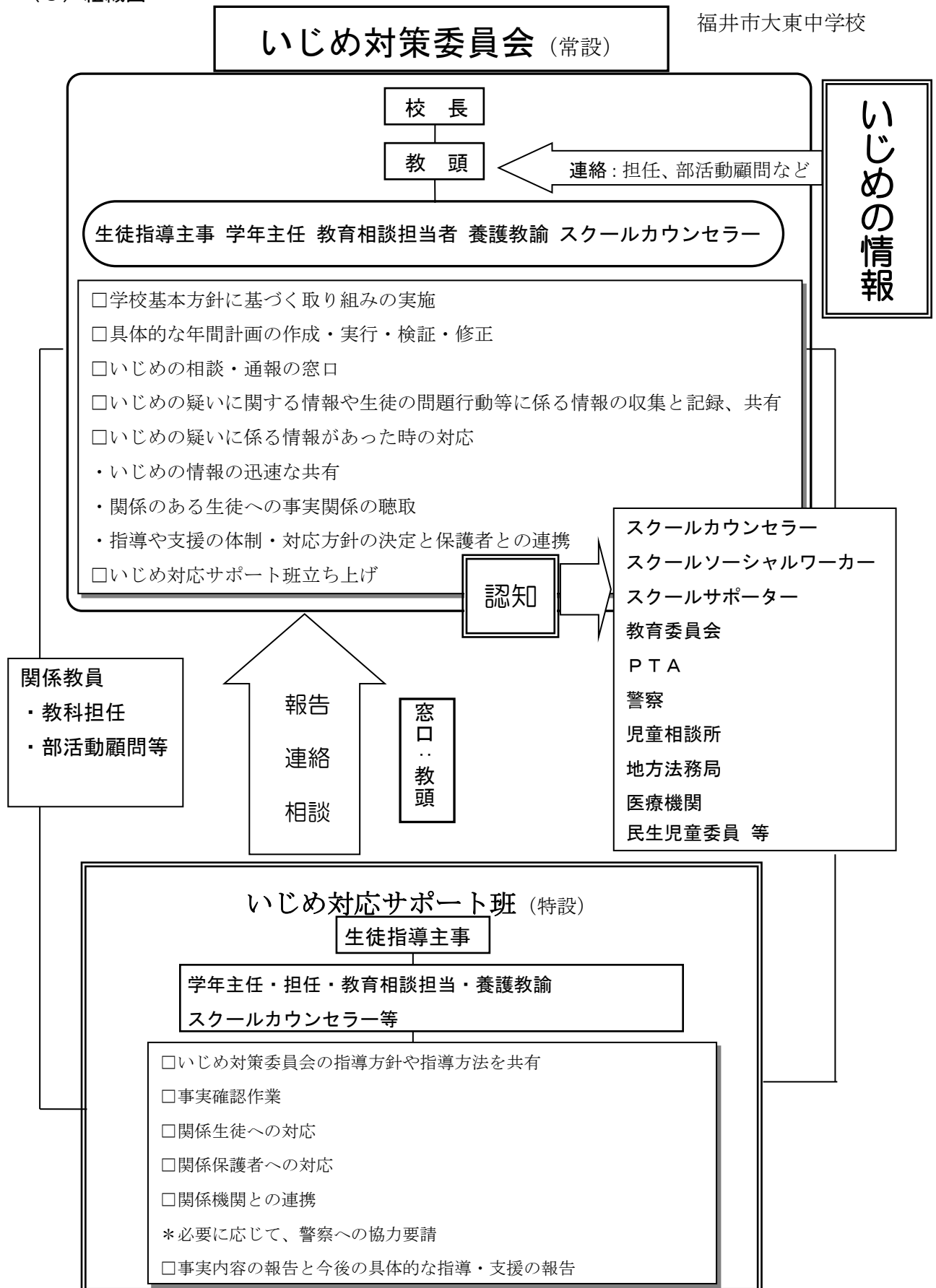
(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭  
スクールカウンセラー等

(活 動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援、保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所等との連携

(3) 組織図

福井市大東中学校



5 いじめ対策の年間行動計画  
〔4～6月〕

福井市大東中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4月	<b>いじめ対策委員会</b> ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ <b>職員会議</b> ・年間計画周知 ・教員の意識点検 <b>PTA総会</b> ・基本方針の公表	いじめの自己チェック 学校生活調査 → 報告		
		道徳 優しい心	道徳 育み合う友情	
5月	<b>いじめ対応サポート班</b> ・起きたときに即対応 <b>いじめ対策委員会</b> 新学年・新学級での生活状況アンケート調査等をもとに状況把握	いじめの自己チェック 学校生活調査 → 報告		
		家庭訪問 家庭との連携		
	<b>小中連絡会</b> 状況報告 意見交換	<b>校外学習</b> 計画づくり 役割の自覚 集団の協力	<b>宿泊研修</b> 計画づくり 役割の自覚 集団の協力	<b>修学旅行</b> 計画づくり 役割の自覚 集団の協力
		生徒総会 自主的な活動		
6月	<b>いじめ対策委員会</b> アンケート調査等をもとに状況把握 <b>指導主事訪問</b>	いじめの自己チェック 学校生活調査 → 報告		
		<b>校外学習</b> 情報モラル教育 インターネット 通信の利用ガイド 情報モラルや正しいコミュニケーションの指導	<b>宿泊研修</b> ひまわり教室 ・休み前非行防止教室 ・ネットモラル、犯罪等	<b>修学旅行</b> 連合音楽会
		ふれあいコンサート・合唱コンクール		
		道徳 正しい異性理解	道徳 正義を重んじる心	道徳 いじめを許さぬ心

[7～9月]

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
7月	<p><b>いじめ対策委員会</b> アンケート調査等をもとに状況把握</p>	<p>いじめの自己チェック 学校生活調査 → 報告</p> <p>個別面談 1学期前半を振り返って</p> <p>文化祭・体育祭計画 ・コミュニケーション力育成 ・自主的な計画</p> <p>中体連夏季大会に向けて ・チームとしてのまとまり ・仲間の尊重など</p> <p>道徳 よりよい集団づくり</p> <p>中体連夏季大会</p>		
8月	<p><b>いじめ対策委員会</b> 長期休業中の生活状況</p>	<p>気がかりな生徒への対応 家庭訪問、電話連絡等</p>		
9月	<p><b>いじめ対策委員会</b> アンケート調査等をもとに状況把握</p>	<p>いじめの自己チェック 学校生活調査 → 報告</p> <p>体育大会 文化祭 絆づくり</p> <p>道徳 いじめを許さぬ強さ</p> <p>道徳 自己を生かし輝く集団</p>		

[10~12月]

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
10月	<b>いじめ対策委員会</b> アンケート調査等をもとに状況把握	いじめの自己チェック 学校生活調査 → 報告  <b>地域学習</b>  道徳 心のあたたかさ	いじめの自己チェック 学校生活調査 → 報告  <b>職場体験学習</b>  道徳 あたたかい人間愛	いじめの自己チェック 学校生活調査 → 報告  道徳 正しい異性理解
11月	<b>指導主事訪問</b>  <b>いじめ対策委員会</b> アンケート調査等をもとに状況把握	いじめの自己チェック アンケート調査 → 報告  道徳 良心のめざめ	いじめの自己チェック アンケート調査 → 報告  <b>教育ウィーク</b> <b>教育講演会</b>  道徳 強い正義感	いじめの自己チェック アンケート調査 → 報告  道徳 命あることの喜び
12月	<b>家庭・地域・学校協議会</b>  <b>いじめ対策委員会</b> アンケート調査等をもとに状況把握 2学期の生活状況	いじめの自己チェック 学校生活調査 → 報告  道徳 生命の尊さ	いじめの自己チェック 学校生活調査 → 報告  <b>人権週間</b> <b>人権デー</b>  個別面談 2学期前半を振り返って  道徳 かけがえない命	いじめの自己チェック 学校生活調査 → 報告  道徳 生命の尊さ



[1~3月]

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
1 月	<b>いじめ対策委員会</b> アンケート調査等をもとに状況把握 長期休業中の生活状況	<b>いじめの自己チェック</b> 学校生活調査 → 報告		
		<b>気がかりな生徒への対応</b> 家庭訪問、電話連絡等		
		<b>立志式</b> 役割の自覚 集団の協力		
2 月	<b>家庭・地域・学校協議会</b>  <b>いじめ対策委員会</b> アンケート調査等をもとに状況把握	<b>いじめの自己チェック</b> 学校生活調査 → 報告		
		<b>立志式</b>		
		<b>個別面談 新学年に向けて</b>		
		<b>道徳 思いやり</b>	<b>道徳 正しい異性理解</b>	<b>道徳 思いやり</b>
3 月	<b>いじめ対策委員会</b> ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画見直し ↓ <b>職員会議</b> ・課題確認 ・計画確認	<b>いじめの自己チェック</b> 学校生活調査 → 報告		
		<b>卒業式 自己を見つめ、これからを考える</b>		

平成31年4月1改訂